

医療安全管理指針

1.医療安全に関する基本的な考え方

この指針は、越谷誠和病院（以下、当院）当院は地域の中核病院として、全ての患者さんに、安全で質の良い医療を提供することを使命とし、適切な医療安全管理を推進するために必要な事項を定めています。患者様の立場に立ち、患者様が安心して医療を受けられる環境を整え、本来の医療の姿である「患者様と医療提供者の安心、安全の確保、人権を守ること」につなげていくことを目的としています。

2.組織と体制の整備

当院では、医療安全対策のために組織運営の責任者である病院長を中心として、以下の医療安全管理体制を敷くこととしています。

- ・医療安全管理部門
- ・医療安全対策委員会

3.医療に係る安全管理のための職員研修の実施

個々の職員の安全に対する意識の向上を図るため、全職員に対し年間2回以上の研修を行っています。

4.医療問題発生時の報告・対応

インシデントやアクシデントを管理・分析し、医療事故等の発生を少なくするため各部門と連携し必要な措置を講じています。

5.患者相談窓口の設置

患者様からの要望や相談に応じられる体制を確保するために院内に「医療と福祉の相談窓口」をA棟1Fに常設しています。この窓口では以下に関する相談を受けています。

（1）医療安全管理室

医療安全に関する相談等については必要に応じて医療安全管理者等による支援を行い、医療安全の見直しなどに活用します。

（2）地域連携・医療福祉相談室

病気に関しておこる医療・福祉・保険・経済・心理的なこと・在宅療養に関することや診療・検査などで、地域の診療所や病院から当院へ紹介された患者に関する意見・要望を医療ソーシャルワーカーが支援いたします。

相談により患者様やご家族が不利益を受けないよう相談情報の秘密保持等適切な配慮を行います。

6.本指針の閲覧について

本指針については、患者様とその家族等に対し閲覧に供することを原則とし、院内掲示と病院ホームページに掲載し容易に閲覧できるよう配慮しています。

改訂：2024年5月1日